

## 公募型プロポーザル方式に関わる手続開始のお知らせ

次のとおり、提案書の提出を求めます。

令和5年1月12日

世田谷区

### 1 業務の概要

(1) 件名 世田谷区都市整備方針（地域整備方針）（後期）に係る見直し検討調査業務

#### (2) 目的

世田谷区都市整備方針は、世田谷区街づくり条例を根拠とし、平成27（2015）年4月に策定した計画期間を概ね20年とする、本区の長期的な視点に立った都市づくり・街づくりの総合的な基本方針である。

本方針については、第一部「都市整備の基本方針」および第二部「地域整備方針」で構成し、このうち「地域整備方針」については、社会情勢の変化や改定から概ね10年を経過した時点の進捗状況を踏まえて評価を行い、必要に応じてその後10年を見据えて見直しを行うこととしている。

本委託は、前回改定から10年が経過する時期を迎えるにあたり、第二部「地域整備方針」について、これまでの進捗状況を踏まえて評価を行った上で、その後10年を見据えた見直しに向けて検討調査を行うことを目的としている。

#### (3) 対象範囲

世田谷区全域

#### (4) 業務委託の内容

業務委託の内容については、プロポーザル後、世田谷区と選定された第一候補者との協議により、企画提案を踏まえ、仕様書を作成し、決定する。

次に示す委託概要は、令和6年度までに地域整備方針の見直しを行うことを目標に、2箇年で取り組む必要があると考える業務項目（案）であり、この項目（案）を踏まえ、業務を円滑に進めていくための業務手法について、プロポーザルによる提案を含めて決定する。

### <委託概要>

#### 1) 令和5年度

- ・ 現行の地域整備方針（平成27年4月）の評価・検証・課題の抽出
- ・ 5つの総合支所単位での意見交換会の開催支援
- ・ 現行の地域整備方針の評価等に関する区民アンケート調査の実施・分析等
- ・ 地域整備方針の評価に係る区民意見募集の実施支援
- ・ 現況等の整理分析

- ・地域整備方針（後期）の構成等の検討
- ・庁内検討会およびアドバイザー会議の運営支援
- ・地域整備方針（後期）「たたき台」の検討（その1）
- ・都市計画審議会等各種会議説明資料の作成支援

## 2) 令和6年度

- ・地域整備方針（後期）「たたき台」の検討（その2）
- ・地域整備方針（後期）「素案」、「案」の検討
- ・総合支所単位での「たたき台説明会」および「素案説明会」の実施支援
- ・パブリックコメントの実施支援
- ・庁内検討会およびアドバイザー会議の運営支援
- ・都市計画審議会等各種会議説明資料の作成支援
- ・地域整備方針（後期）「案」に係る関係機関意見照会資料の作成支援
- ・地域整備方針（後期）冊子および概要版版下データの作成（印刷は含まない。）

## (5) 成果品

- ・各年度業務報告書（各10部程度）
- ・地域整備方針（冊子および概要版）の各印刷用版下データ（令和6年度、印刷は含まない。）

## (6) 履行期間

契約の日から令和7年3月まで（単年度契約）

※委託契約は単年度ごとに行い、前年度の履行内容が良好と認められること、予算が区議会で議決されることを条件として翌年度の契約を行う。

## 2 プロポーザルに参加できる者の資格

参加資格は、次に掲げる要件を全て満たす法人である。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 世田谷区の競争入札参加者名簿に登録されていること。営業種目「都市計画・交通関係調査業務」を有すること。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止（入札禁止）を受けている期間中でないこと。
- (4) 都道府県民税、市長村民税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づく更正手続き開始申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づく民事再生手続き開始の申立てをしていないこと。

### 3 説明書の配布期間、配布場所および方法

(1) 配布期間 令和5年1月12日(木)から令和5年1月26日(木)まで

(2) 配布場所および方法

①世田谷区都市整備政策部都市計画課(二子玉川分庁舎2階A21番)窓口にて配布  
(土、日、祝日を除く8時30分から17時まで)

②世田谷区ホームページよりダウンロード

世田谷区トップページ→目次から探す→住まい・街づくり・環境→都市計画・方針  
等 に掲載

※世田谷区ホームページの検索窓に6桁の番号「201762」を入力し検索ボタンを押してください。

### 4 参加表明書の提出期限、提出方法および関連する提出書類、提出部数、提出先

(1) 提出期限 令和5年1月26日(木)17時まで(必着)

持参の場合は、土、日、祝日を除く8時30分から17時まで

(2) 提出方法 郵送又は持参

(3) 提出書類 ① 参加表明書(様式1)

② 2(4)の参加条件が確認できる書類(納税証明書)

(4) 提出部数 上記(3)①、②を各1部

(5) 提出先 世田谷区都市整備政策部都市計画課

〒158-0094

世田谷区玉川1丁目20番1号

電話:03-6432-7148

### 5 企画提案書の提出者を選定する基準

参加表明書では提出者の選定は行わず、前記4の提出書類をもとに、前記2の「参加資格」の確認のみを行う。

参加資格が確認できた者には、プロポーザル招請通知を送付し、参加資格が確認できなかった者には、提案書の提出者に選定されなかった旨を通知する。

### 6 企画提案書を選定するための評価基準

(1) 第一次審査(書類審査)

企画提案書の提出書類について、次に掲げる審査項目により書類審査を行い、評価合計点が上位の三社程度を第二次審査対象者として選定する。

1) 企業実績

2) 予定技術者実績

3) 特定テーマに対する提案

4) 業務実施体制

5) 資料作成能力

6) 工程計画

(2) 第二次審査（プレゼンテーションおよび質疑審査）

企画提案書の内容について、配置予定の管理技術者又は担当技術者によるプレゼンテーションおよびヒアリングを実施し、審査する。

- 1) 専門性と技術力
- 2) 取り組み姿勢
- 3) コミュニケーション力
- 4) 住民参加の運営支援力

7 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金は、免除である。
- (3) 契約書作成の要否は、要である。
- (4) 審査の結果、評価合計点が第一順位の提案者を委託先の第一候補者として選定した上で、令和5年度の委託業務内容の詳細および仕様について協議を行い、区および第一候補者双方の合意に基づき契約を締結する。  
なお、第一候補者と合意に至らなかった場合には、第二候補者と協議を行い、区および第二候補者双方の合意に基づき契約を締結する。
- (5) 本プロポーザルは、委託先の候補者の選定を目的とし、区は選定された候補者の提案書の内容に拘束されない。
- (6) 区は、この案件に参加する意思を表明した者および提案書を提出した者の商号・名称、提案書を特定した理由（審査結果等）を、公表することができるものとする。
- (7) 参加表明書、企画提案書の作成、提出等、本プロポーザルに要する全ての費用は、提出者の負担とする。
- (8) 参加表明書、企画提案書、提出した書類に虚偽の記載をした提案者、若しくは審査の公平性を損なう行為を行った提案者は、失格とする。
- (9) 選定されなかった者の企画提案書の提出書類は、返却しない。なお、提出された企画提案書は、提案者に無断で他の目的以外で使用することはない。また、選定された者の企画提案書を公開する場合には、事前に提出者の同意を得るものとする。
- (10) 企画提案書の提出後は、原則として企画提案書に記載された予定技術者の変更は認めない。ただし、予定技術者の死亡、病休、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の経験と実績を有する技術者であることを前提に、発注者の了承を得なければならない。
- (11) 応募にあたり、知り得た情報については、守秘義務を遵守する。
- (12) 本プロポーザル資料に提出する一切の書類において押印は要しない。また、郵送にて提出する場合は、締切日必着とし、書留等送達確認ができるものに限る。
- (13) 詳細は、プロポーザル説明書による。